

仕 様 書

湖北地域消防組合

公用車のリースに伴う仕様は、下記のとおりとする。

1. リース期間 車両登録日から令和15年8月31日迄の7年間（84ヶ月）とする。
2. 納 期 等 車両登録は令和8年9月1日（火）とし、速やかに納車すること。
3. リース形態 メンテナンスリース
4. 使用者の住所、氏名 滋賀県長浜市平方町1135番地 湖北地域消防組合
5. 使用の本拠の位置 滋賀県米原市天満1109番地 米原消防署
6. 車 種 小型四輪乗用自動車
 - ・排気量 1200ccクラス
 - ・サイズ 5ナンバーサイズ
 - ・乗車人員 5人
 - ・駆動方式 四輪駆動
 - ・変速装置 オートマチック（CVTも可）
 - ・燃料 レギュラーガソリン
 - ・形状 コンパクトミニバン、5ドア
 - ・車体指定色 黒色又はシルバー色
7. 仕 様
 - ・SRSエアバッグ（運転席、助手席）
 - ・電動オートスライドドア（片側）
 - ・集中ドアロック
 - ・カーエアコン
 - ・パワーステアリング
 - ・電動式ドアミラー
 - ・アイドリングストップ機能
 - ・ETC車載器（セットアップ費用含む）
 - ・メモリーナビゲーション（TVチューナーレス）
参考品：ケンウッド MDR-212W V型/200mmワイドモデル
 - ・バックモニター搭載
 - ・ドライブレコーダー（前後カメラ、200万画素を有するもの）搭載
 - ・アダプティブクルーズコントロール（全車速追従機能）
8. 付 属 品
 - ・フロアマット
 - ・サイドバイザー
 - ・ジャッキ&レンチセット
（ジャッキ、ジャッキハンドル、ジャッキホイールレンチ）
 - ・スペアタイヤもしくはパンク時のタイヤ応急修理キット
 - ・スタッドレスタイヤ（ホイール含む。）4本

9. 台 数 1台

10. リース条件

(1) リース料には、リース期間中に発生する次の費用を含む。

- ① 車両本体及び付属品代金
- ② 登録諸費用（納車費用含む。）
- ③ 自動車取得税
- ④ 自動車税、自動車重量税、印紙税
- ⑤ 自動車損害賠償責任保険
- ⑥ 自動車リサイクル法に係る費用
- ⑦ メンテナンスサービス費用
 - (ア) 6ヶ月及び法定点検整備費用（納車、引き取り含む。）
 - (イ) 車検整備費用（納車、引き取り含む。）
 - (ウ) オイル及びエレメント交換（メーカー点検の基準に基づき交換）
（半年点検でオイル交換、1年点検でオイル及びオイルエレメントを交換）
 - (エ) バッテリー交換（必要数、バッテリー液を含む。）
ただし、動力バッテリーの交換回数は最大でメーカー保証の範囲内とする。
 - (オ) タイヤ交換（夏用タイヤ、冬用タイヤともに必要数）
 - (カ) タイヤ履き替え作業（毎年11月下旬に冬用タイヤに、3月下旬に夏用タイヤに履き替え）
 - (キ) 一般消耗部品交換（ワイパー、ブレーキパッド、ATオイル、ブレーキオイル等）
 - (ク) 一般整備、故障修理（発注者の過失や責任を伴わない修理）
 - (ケ) エアコン、クーラーの修理（ガス補充を含む。）
 - (コ) パンク修理

(2) リース費用に含まないもの

- ① 任意保険、車両保険
- ② 交通事故及び第三者行為による損害の修繕費用
- ③ 発注者の故意、重大な過失又は契約違反により発生した損傷及び不具合の修理費用

11. 支払方法

- (1) 月額リース料の算定期間は、リース開始日（車両登録日）から1ヶ月間とし、毎月支払いとする。
- (2) リース料の支払いは、履行確認後の後払いとする。受注者は毎月分のリース料を遅滞なく発注者に請求し、発注者は請求書を受理した日から30日以内に支払う。なお、リース開始日の属する月は、リース料を支払うものとする。また、予定リース期間の最終日が属する月のリース料は支払わないものとする。
- (3) 今回の落札金額（月単価）をもって、リース期間中は同一の単価で契約する。
（月単価＋消費税×月数）

12. その他

- (1) 自動車（装備品含む。）は、新車を提供すること。
- (2) 年間推定走行距離 約12,000km
- (3) リース期間満了後は、残価精算なしにて返却するものとする。
- (4) 定期点検、車検整備、契約満了等の時期が到達する前に、早めに受注者に連絡すること。
- (5) メンテナンス等の実施時には代車の提供を要しないものとする。

- (6) 本契約により発生する関係法令の手続き等は請負業者にて完了すること。
- (7) この契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約とするため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該業務に係る歳出予算額について減額または削除があった場合、別途協議を行い、当該業務の契約を変更または解約するものとする。この規定によりこの契約を変更し、又は解除された場合において受注者に損害が生じたときは、受注者はその損害の賠償を発注者に請求することができる。
- (8) 半導体の供給不足等、受注者の責めに帰することができない事由により納車が遅延した場合は、受注者は、遅延損害金を請求しないものとし、また、必要に応じてリース期間を変更する契約変更を行うものとする
- (9) 本仕様書に記載されていない事項で機能上当然必要なものは装備することとし、その他疑義、不明が生じた場合は双方協議の上、決定する。

13. 質問受付 質問書は、FAXによる方法とする。

次の手順により行うこと。

質問受付期間 令和8年5月21日（木）12時00分まで

①質問書（様式）を、下記へFAX送信する。

②FAXを送信した旨、下記へ連絡する。

湖北地域消防本部 総務課

電話：0749-62-4194（直通） FAX：0749-65-4450

※上記以外の方法による申込は受け付けない。

質問回答期限 令和8年5月25日（月）